○総務省令第三十三号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

附則第五条中「附則第七条第一号」を「附則第六条第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二第1の注5(6)中「13(6)」を「14(6)」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（上陸の拒否の特例）

第四条の二　法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外国人に法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留している場合

二　外国人に法第七条の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣（法第六十九条の二の規定により、法第五条の二に規定する権限の委任を受けた地方入国管理局長を含む。）が認める場合

2　法第五条の二の規定により外国人について特定事由のみによつては上陸を拒否しないこととしたときは、当該外国人に別記第一号様式による通知書を交付するものとする。

第十二条に次の一項を加える。

7　法第十三条第六項に規定する収容令書の様式は、別記第十六号の二様式による。

第十九条に次の二項を加える。

5　法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一　一週について二十八時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二　前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

6　法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券に記載された資格外活動の許可の証印をまつ消するものとする。

第十九条の二に次の一号を加える。

三　留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるものが当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬

第十九条の三第一項中「別記第二十九号の三様式」を「別記第二十九号の四様式」に改め、同条第二項中「資格外活動許可を受けている者にあつては、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書」を「第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書」に改め、同条第四項中「別記第二十九号の四様式」を「別記第二十九号の五様式」に改める。

第五十六条第三項中、「この場合において」の下に「、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を指定するときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し」を加える。

第五十六条の二第二項中「法第六十一条の二の四第二項」の次に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「三月」を「六月」に改める。

第五十九条の二の次に次の三条を加える。

（入国者収容所等視察委員会の置かれる入国管理官署等）

第五十九条の三　入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第六十一条の七の二第一項に規定する入国管理官署並びに同条第二項及び第六十一条の七の六第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所及び収容場（以下「入国者収容所等」という。）並びに出国待機施設は、別表第六のとおりとする。

（委員会の組織及び運営）

第五十九条の四　委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4　委員会の会議は、委員長が招集する。

5　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

7　委員会の庶務は、その置かれる入国管理官署の総務課において処理する。